課　長	課長補佐	管理係長	工務係長	合　議	審査者	取扱者

確約書

この度、国富町水道事業から給水を受けるにあたり、「国富町水道事業給水条例」に基づいて設置する給水装置の維持管理について、下記の事項を確約します。

記

１　給水装置の管理義務を遵守するとともに、第一仕切弁以降（二次側）は、当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）を致します。

２　今後、水圧低下又は出水不足、その他の事故等が発生しても国富町上下水道事業管理者に問題を転嫁せず、当方の責任において解決し、一切迷惑をかけません。

３　問題解決が困難な場合に、国富町上下水道事業管理者より給水の停止又は給水装置の撤去を受けても異議の申し立てを致しません。

４　将来にわたって問題解決の改善工事を実施する場合は、「国富町給水装置の構造、材質、検査等に基準に関する規程」を遵守し、国富町上下水道事業管理者の指示に従い自費をもって施工致します。

５　給水装置の所有者、管理責任者の変更等が生じた場合は、直ちに変更内容を国富町上下水道課にお届けし、当該確約事項をその後の所有者へ引継ぎ致します。

国富町上下水道事業管理者

国　富　町　長　　殿

令和　　年　　月　　日

申　込　者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞